

別記 1

熊本北部流域下水道指定管理者業務仕様書

熊本北部流域下水道指定管理者募集要項に記載した事項のほか、指定管理者が遵守すべき基準等はこの仕様書による。

第 1 条 業務の細目

指定管理者が実施する業務の細目は次の各号のとおりとする。

- (1) 流域下水道の運転操作及び監視
 - ・中央監視室における操作、監視及び記録（24 時間常駐体制をとること。）
 - ・水処理施設、污泥処理施設、ポンプ場、発電施設、流量測定及び水位観測システム等の各種設備の現場における機器操作、監視及び記録
 - ・夜間の巡視点検（24 時間常駐体制をとること。）
 - ・管理日誌の作成
- (2) 流域下水道施設の保守点検及び点検によって発見された異常箇所等の調整並びに機能保全のための分解整備工事、修繕及び消耗品交換
 - ・施設、設備及び機器の日常点検、定期点検、臨時点検及び記録
 - ・施設、設備及び機器の定期自主点検及び記録
 - ・施設、設備及び機器の分解整備工事業務
 - ・施設、設備及び機器の異常箇所の調整、注油、分解清掃、修繕（改築、更新を除く。）及び消耗品（消火器等法令に基づく点検等の結果交換が必要となったものを含む）、オイルなどの交換、はく離箇所等の塗装並びに記録
 - ・流量計のレンジ変更（流量増加に伴い最大流量が計測不能になった場合）
 - ・クレーン点検、消防法関係点検等の施設、設備及び機器の法定検査及び記録
 - ・点検機器周辺の清掃
 - ・法令等に基づく報告書の作成及び県が提出すべき報告書の作成支援
- (3) 流域下水道施設内の清掃、緑地管理及び警備等の維持管理
 - ・施設内、場内の清掃、除草等
 - ・終末処理場及びポンプ場の緑地管理
 - ・終末処理場及びポンプ場の建築物（土木施設を含む。）、外構等の点検、維持修繕、電灯交換等
 - ・施設の施開錠、侵入者等の監視、警備
 - ・指定管理業務にて排出する廃棄物の収集搬出（污泥、しさ、沈砂等は(5)で詳述）
- (4) 放流水、流入水及び污泥の計量、成分分析その他必要な計測並びに検査及び試験
 - ・運転管理に必要な水質分析及び污泥分析並びに放流水、流入水、污泥等の計量及び記録
 - ・異常時の水質分析及び污泥分析その他必要な計測
 - ・分析結果の解析及び記録
 - ・流量測定及び水位観測システムごとの流量の測定及び記録
 - ・流量計その他の計測機器類の精度保持、校正等
 - ・試薬の管理及び廃液の管理並びに記録
- (5) 污泥、しさ、沈砂等の処理、処分及び処分状況確認
 - ・污泥脱水等の処理（脱水及び保管）

- ・脱水汚泥の処分（運搬、処分及び処分状況確認）
- ・汚泥処分のために必要な成分分析
- ・しよ、沈砂の処理・処分（脱水、保管、運搬、処分及び処分状況確認）
- ・産業廃棄物管理票の作成、交付、返付管理票の照合確認及び保管等の附帯事務
- (6) 環境保全のための排ガス及び臭気物質濃度、騒音及び振動の計測
 - ・温水器の排ガス計測及び記録
 - ・特定悪臭物質濃度、騒音及び振動の計測並びに記録（ばい煙発生施設が設置された場合は、法令等に基づき排ガス測定等の実施）
- (7) 幹線管きよ等のパトロール
 - ・幹線管きよと放流管きよ上のルート及びそれらのルートに設置されているマンホール（空気弁室を含む。以下同じ。）ふた及びマンホール周囲の路面状況等を週1回の頻度で目視により調査記録し、県へ報告すること。
- (8) 幹線管きよの排泥（植木幹線のみ）
 - ・植木幹線上にある3箇所の排泥施設で排泥作業を毎年度実施のこと。なお、揚泥車で吸引した汚泥は、処理場内で処理すること。
- (9) 放流管きよの清掃
 - ・1, 273mの放流管きよ（塩素混和池越流堤～河川放流口）を毎年清掃し、清掃後の排水は処理場内に運搬し処理すること（管きよ内周の放流水面下部分）。
- (10) 維持管理に附帯する薬品、燃料、消耗品、電力（低圧）、水道等の調達管理
 - ・前各号の業務（この号において「維持管理業務」という。）に必要な、電力（低圧）水道、燃料、通信運搬、薬品（水処理及び汚泥処理のほか、分析用を含む。）、機器、材料、物品（貸与物品の管理を含む。）等の調達及び管理並びに出納等記録
- (11) 運転データなどの記録及び保管
 - ・維持管理業務その他の業務に係るデータ記録、保管及び整理
- (12) 施設情報システムへのデータ入力
 - ・施設の維持管理状況を把握するうえで必要なデータを、業務報告及び事業報告の提出までに県の所有する施設情報システムへの入力。
- (13) 県の指示に基づく非常時への対応及び下水道業務継続計画（BCP）への対応
- (14) 普及啓発・広報活動等
 - ・生活排水処理施設整備推進、水洗化促進及び適正な維持管理に係る普及啓発・広報活動
 - ・県、流域自治体を実施する普及啓発・広報活動との連携業務
- (15) 地域経済や産業振興に関する取組み
 - ・地域の行政機関、事業者等との連携・協力支援態勢の確保
- (16) 施設見学者の案内等
 - ・施設見学者の案内及びその安全管理
- (17) 前各号に掲げるもののほか、流域下水道の管理上必要と認める業務
 - ・維持管理業務に係る計画立案及び総括管理
 - ・周辺住民からの苦情処理等の対応
 - ・県が作成する水質、汚泥等の各種法令等の規定に基づく届出、報告書等の基礎資料の作成
 - ・県が実施する学生実習生の円滑な受入のための支援
 - ・その他本仕様書に記載した事項のほか、流域下水道の管理上必要と認める業務

第2条 対象施設

指定管理者が管理を行う施設の名称、所在地及び概要は次の各号のとおりとする。

- (1) 施設の名称 熊本北部流域下水道
- (2) 所在地
 - ア 終末処理場（熊本北部浄化センター）
熊本市北区鶴羽田町 1 2 - 1
 - イ 清水ポンプ場
熊本市北区高平 3 - 4 1 - 2 4
 - ウ 弓削ポンプ場
熊本市北区弓削 6 - 6 - 1
 - エ 幹線管きょ流量測定及び水位観測システム
熊本市北区清水新地地内等 1 6 箇所
熊本市北区鶴羽田町地内等 1 2 箇所
 - オ 幹線管きょ及び放流管きょ
熊本市ほか計画区域内一円
 - カ その他の下水道施設 次の路線沿いの各水路
 - ・ 熊本市道飛田町四方寄町第 1 号線
 - ・ 熊本市道鶴羽田町四方寄町第 1 号線
 - ・ 熊本市道飛田町鶴羽田町第 1 号線

※ その他、指定期間内に増設した施設設備を含む。
- (3) 指定管理者が管理する施設の範囲
 - ア 終末処理場
流入ゲートから放流管きょまでの水処理施設、汚泥処理施設全体及び全附帯施設並びに敷地（三次処理施設用地及び当該用地内施設を含む。）
 - イ 清水、弓削ポンプ場
流入ゲートからポンプ施設吐出口（場内）までの施設全体及び全附帯施設並びに敷地
 - ウ 幹線管きょ流量測定及び水位観測システム
流量計、水位計、テレメータ、制御盤等流量計測に必要な設備一式
 - エ 幹線管きょ及び放流管きょ
 - オ 小水力発電設備
- (4) 現有施設の概要
別添施設概要書（別添 1 - 1 から 1 - 6）のとおり。
- (5) 施設増設・更新計画
別添施設増設・更新計画表（別添 2）のとおり
今後、管理施設の増加が見込まれるので、管理に当たっては留意すること。

※ 施設の増設計画は、あくまでも予定であり、変更することがある。
- (6) 特記事項
 - ・ 有明海流域別下水道整備総合計画に基づく窒素・磷に係る高度処理の導入
 - ・ 平成 22 年度から初期導入設備の改築更新事業を順次実施
 - ・ 処理水の一部を消泡水等に再利用

第3条 流入基準

流入水に関する基準は次のとおりとする。

(1) 水量に関する流入基準

項 目	令和9年度	令和10年度	令和11年度
日平均流入水量 (m ³ /日)	74,700	74,900	75,000
日最大流入水量 (m ³ /日)	84,900	85,100	85,300
時間最大流入水量 (m ³ /日)	135,900	136,100	136,500

(2) 流入予測水量

年 度	水 量
令和9年度	27,273,481m ³
令和10年度	27,323,165m ³
令和11年度	27,397,677m ³

第4条 性能基準

指定管理者が達成すべき性能基準は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 水質基準

ア 放流水質基準

当該流域下水道に適用される下水道法、水質汚濁防止法その他の法令（県の条例、規則等を含む。）の基準で、根拠法令等により基準値が異なる場合は、より厳しい基準を指定管理者が遵守すべき放流水質基準とするが、次表の項目は、表中の基準値を放流水質基準とする。

ただし、当該基準は次の点を考慮して決定しているため、指定期間内の状況の変化により基準値の変更もあり得る。

- ・下水道法施行令第5条の5第2項の規定により流域下水道管理者たる県が定める計画放流水質が設定された場合、施設の改築工事が完了した時点で、BOD、窒素含有量及び燐含有量は当該計画放流水質を考慮した放流水質基準とする。
- ・BOD、COD及びSSは、県の「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例」の基準を考慮した放流水質基準とする。

項 目	基 準 値		
	令和9年度	令和10年度	令和11年度
BOD (mg/l)	20 以下	20 以下	20 以下
COD (mg/l)	20 以下	20 以下	20 以下
SS (mg/l)	40 以下	40 以下	40 以下
大腸菌数 (CFU/ml)	800 以下	800 以下	800 以下

イ 管理目標基準

「ア」の放流水質基準にかかわらず、当指定管理業務において目標数値とする管理目標基準は次のとおりとする。

項 目	基 準 値		
	令和9年度	令和10年度	令和11年度
BOD (mg/l)	6 以下	6 以下	6 以下
COD (mg/l)	10 以下	10 以下	10 以下
SS (mg/l)	5 以下	5 以下	5 以下
大腸菌数 (CFU/ml)	10 以下	10 以下	10 以下
透視度 (cm)	90 以上	90 以上	90 以上
窒素含有量 (mg/l)	17 以下	17 以下	17 以下
磷含有量 (mg/l)	2 以下	2 以下	2 以下

(注意) 今後の施設整備の状況や、処理区編入等での流入量の大きな変動により基準値を見直すことがある。

(2) 維持管理基準

事業年度終了後、すべての施設が通常の施設運営を行うことができる機能を有し、協定当初の性能を有するよう（経年劣化を除く。）、関係法令等を遵守した点検、調整及び消耗品の交換等を行うこと。

建築物や外構、植栽等の保守管理や清掃については、現状と比べて美観を損なわない程度で行うこと。

(3) 環境保全に関する基準（法的規制値）

ア ばい煙に関する基準

・ ばい煙発生装置（消化タンク加温用温水器）からの排ガスの基準

項 目	排出規制基準値
窒素酸化物 (ppm)	150 以下
硫黄酸化物 ($\text{m}^3 \text{ N/H r}$)	4.73 以下
ばいじん ($\text{g/m}^3 \text{ N}$)	0.10 以下

イ 特定悪臭物質に関する基準

対象施設：熊本北部浄化センター、清水ポンプ場、弓削ポンプ場

項 目	規制基準値 (ppm)	臭気強度
アンモニア	1	2.5
メチルメルカプタン	0.002	
硫化水素	0.02	
硫化メチル	0.01	
二硫化メチル	0.009	
トリメチルアミン	0.005	
アセトアルデヒド	0.05	
プロピオンアルデヒド	0.05	
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	
イソブチルアルデヒド	0.02	

項 目	規制基準値 (ppm)	臭気強度
ノルマルバレルアルデヒド	0. 0 0 9	
イソバレルアルデヒド	0. 0 0 3	
イソプタノール	0. 9	
酢酸エチル	3	
メチルイソプチルケトン	1	
トルエン	1 0	
スチレン	0. 4	
キシレン	1	
プロピオン酸	0. 0 3	
ノルマル酪酸	0. 0 0 6	3. 5
ノルマル吉草酸	0. 0 0 0 9	2. 5
イソ吉草酸	0. 0 0 1	

ウ 騒音に関する基準

対象施設	規制基準値(敷地境界線)		
	午前8時～ 午後7時	午前6時～午前8時 午後7時～午後10時	午後10時～ 翌午前6時
熊本北部浄化センター 清水ポンプ場 (第3種区域)	6 5 デシベル	6 0 デシベル	5 0 デシベル
弓削ポンプ場 (第2種区域)	6 0 デシベル	5 0 デシベル	4 5 デシベル

エ 振動に関する基準

対象施設	規制基準値(敷地境界線)	
	午前8時～午後7時	午後7時～翌午前8時
熊本北部浄化センター 清水ポンプ場 (第2種区域)	6 5 デシベル	6 0 デシベル
弓削ポンプ場 (第1種区域)	6 0 デシベル	5 5 デシベル

(4) 水質分析の精度管理

運転管理に必要な水質分析については、内部精度管理を行うとともに、外部精度管理として環境省が実施する「環境測定分析統一精度管理調査」において、模擬排水で BOD、COD、全窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、アンモニア性窒素、全リン、リン酸態リンのいずれかの項目が実施される場合には参加し、分析の信頼性を確保すること。

(5) 計測機器類の精度に関する基準

各種計測機器類の精度は、メーカー保証性能等を満足するよう調整等を実施するこ

と。

(6) 流量計の精度に関する基準

各流量計の精度は、総合・標準仕様精度を保持するものとし、範囲外のものについては校正等を実施すること。また、携帯型流量計及び他の実流量測定方法を用い設置型流量計との流量誤差の確認を行うこと。

・流量計

設置箇所		設置台数
終末処理場	流入下水用	2
	返流水用	1
	植木幹線用	2
	第12号接点用	1
清水ポンプ場	第1、第2幹線用	2
弓削ポンプ場		1
幹線管きょ接続点		16

第5条 放流水が放流水質基準を満足しない場合の対応

指定管理者が第4条第1号アに定める放流水質基準を達成できない場合、次の各号に定める対応を行うこと。

- (1) 指定管理者は、計測の結果第4条第1号アに定める放流水質基準を達成していないこと（以下「放流水質未達」という。）を把握した場合、速やかに県に報告すること。
- (2) 指定管理者は、速やかに放流水質未達の原因究明を行い、その原因を排除するなどの改善措置を講じ、県に報告すること。
- (3) 前号の場合において、指定管理者は、放流水質未達が収束するまでの間、改善措置の実施状況及び水質等必要なデータを県に報告すること。

第6条 放流水が管理目標基準を満足しない場合及び施設、整備等の維持管理基準を満足しない場合の対応

指定管理者が第4条第1号イに定める管理目標基準を達成できない場合、次の各号に定める対応を行うこと。

- (1) 指定管理者は、計測の結果第4条第1号イに定める管理目標基準を達成していないこと（以下「管理目標未達」）を把握した場合、速やかに県に報告すること。
- (2) 指定管理者は、管理目標未達の原因究明を行い、その原因を排除するなどの改善措置を講じ、県に報告すること。

2 指定管理者が第4条第2号に定める維持管理基準を満足しない場合、次の各号に定める対応を行うこと。

- (1) 指定管理者は、第4条第2号に定める維持管理基準を満足していないことが明らかになった場合、速やかに県に報告すること。
- (2) 指定管理者は、維持管理基準を満足していない原因の究明を行ったうえで、改善措置を講じ、県に報告すること。

第7条 流入水質等に問題がある場合の対応方法

指定管理者は、巡回監視の実施又は県及び流域関連公共下水道管理者から収集した情

報等により、流入水の臭気、色度、水素イオン濃度等の把握に努め、人の健康又は生活環境に係る被害を生じる恐れのある物質若しくは施設の機能を阻害する恐れがあると認められる量の油、強酸性又は強アルカリ性の物質及びきょう雑物（以下「混入異物」という。）の流入が認められるときは、次の各号に定める措置等を参考に必要な対応を実施すること。

- (1) 混入異物が終末処理場に流入しないよう、必要な措置をとること。
- (2) 混入異物の状況及び対応措置等を速やかに県に報告し、その指示に従うこと。
- 2 降雨時には、次の各号に定める措置等を参考に必要な対応を実施すること。
 - (1) 指定管理者は、気象情報を随時確認し、水害発生を事前に把握するほか、沈砂池水位等の監視を行うこと。
 - (2) 指定管理者は、第3条第1号に定める時間最大流入水量を上回った場合であっても、場内ポンプ等で対応できる場合は、適切な運転により処理を行うこと。
- 3 前2項の対応にもかかわらず、指定管理者が放流水質基準を達成できないときは、県に水質等のデータを提供したうえで、県に改善措置を求めることができる。

第8条 有資格者に関する条件

指定管理者は、下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）（以下「登録規程」という。）に基づく登録を受けていることとする。なお、複数の法人等でグループを構成している場合は、構成員の全部又は一部が登録を受けていることとする。

- 2 指定管理者は、次の各号に定める資格を有する者を配置しなければならない。
 - (1) 下水道技術者
 - ・ 下水道法第22条第2項に定める有資格者
 - ・ 登録規程第3条の規定に定める下水道処理施設管理技士（下水道第3種技術検定合格者）
 - (2) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- 3 指定管理者は、次の各号に例示する資格を有する者等、終末処理場等に配備しようとする従業員数や処理場の規模及び施設の実態に応じ、関係法令に従って必要な資格者を配置、選任しなければならない。なお、従業員以外の者から選任が可能な資格及び業務委託契約等により従業員の中から資格者を選任する必要のない資格等については、手続等に遺漏のないよう注意すること。
 - (1) 安全管理者
 - (2) 衛生管理者
 - (3) 安全衛生推進者
 - (4) 産業医
 - (5) 防火管理者
 - (6) 危険物取扱者
 - (7) 冷凍保安責任者
 - (8) 特定高圧ガス取扱主任者
 - (9) ガス溶接作業主任者
 - (10) ボイラー技士（ボイラー取扱作業主任者）
 - (11) クレーン運転士
 - (12) 玉掛け技能者（玉掛け技能講習終了者等）

- (13) 放射線取扱主任者
- (14) 特定毒物研究者
- (15) 特定化学物質等作業主任者
- (16) 電気事業法による主任技術者（第3種電気主任技術者）
- (17) 電気工事士
- (18) 無線従事者
- (19) エネルギーの使用の合理化に関する法律によるエネルギー管理者
- (20) エネルギーの使用の合理化に関する法律によるエネルギー管理員
- (21) 特別管理産業廃棄物責任者
- (22) 消防設備士
- (23) 床上操作式クレーン運転技能講習修了者
- (24) アーク溶接の業務に係る特別教育修了者
- (25) 研削砥石の取替え又は取替え時の試運転の業務に係る特別教育修了者
- (26) 前各号に掲げるほか、必要な資格者

第9条 県が実施する工事等に関する協力等

指定管理者は、県が施行する工事や修繕その他の管理行為及び調査、研究等が円滑に実施できるよう、下水道施設の運転等への配慮及び必要なデータの提供、夜間を含む工事期間の立会い、その他必要な協力を行うこと。

2 指定管理者は、県が管理する下水道台帳及びこれを補完する台帳等に修繕履歴等記録すべきデータなどを整理し、当該データのシステムへの入力等を行うこと。

3 県が建設工事の実績等のデータを下水道台帳等に入力する際、指定管理者は必要な協力を行うこと。

4 指定管理者は、国その他公共部門に属する団体等から流域下水道の運転等に関するデータ等の提供依頼があったときは、これを誠実に処理すること。

第10条 管理業務に係る緊急的措置に関する取扱い

指定管理者は、管理業務に関して緊急に措置が必要と認められる場合には、速やかに県に施設の状態その他必要な事項を報告し、その指示に従うこと。

第11条 分解整備工事に関する取扱い

第1条第2号に定める分解整備工事業務は、指定管理者が県と協議のうえ、適切な時期、方法及び内容で行うこと（県が想定する施工周期および内容は、それぞれ別添4-1、4-2のとおり）。

なお、分解整備工事に係る費用として、令和9年度1億8,896万5千円、令和10年度1億6,853万2千円、令和11年度1億8,118万1千円を想定している（税込）。

第12条 修繕及び消耗品交換に関する取扱い

第1条第2号に定める修繕及び消耗品交換業務（以下「修繕等」という。）は、指定管理者が適切な時期及び方法で行うこと。

なお、修繕等に係る費用として、年間2,830万円（税込）を想定している。

第13条 汚泥等廃棄物の処理、処分に関する取扱い

指定管理者は、第 1 条第 5 号に定める汚泥等廃棄物の処理、処分に關し、下水道法第 2 1 条の 2、熊本県廃棄物処理計画及びその他の法令等の規定に基づき適正に処理し、併せて再生利用等による減量化に資するよう取り扱うこと。なお、汚泥等の産業廃棄物の運搬及び処分業者の選定等に当たっては次のことに留意すること。

- (1) 運搬業者については、積込み場所及び処分先の積卸し場所を所管する許可権者が発行する産業廃棄物収集運搬業許可書により事業の範囲、許可期間等が適正であることを確認すること
- (2) 処分業者については、汚泥等を処分する処分地を所管する許可権者が発行する産業廃棄物処分業許可書により事業の範囲、許可期間等が適正であることを確認すること
- (3) 運搬及び処分業者の選定については、事前に熊本県の承認を得ること。
- (4) 汚泥等の収集運搬及び処分の委託に当たり、産業廃棄物処理業者及び指定管理者間で産業廃棄物処理基本契約及び具体的な実施契約を締結すること。
- (5) 指定管理者は、定期的に処分先での汚泥等の処分状況を確認すること。
また、産業廃棄物の処理に当たっては、電子マニフェストの利用に努めること。

第 1 4 条 普及啓発・広報活動に関する取扱い

指定管理者は、県内の生活排水処理施設の整備推進、水洗化の促進及び適正な維持管理に關して、県と協力・連携して県民に対し普及啓発・広報活動を行うこと。

なお、普及啓発に係る費用は年間 2 7 5 万円程度（税込）を想定している。

第 1 5 条 新たに供用する施設の管理業務の引継ぎ

県は、施設を新たに供用しようとするときは、完成図書その他必要な書類等により、指定管理者に当該施設の管理業務を引き継ぐ。

第 1 6 条 測定、検査

指定管理者は、日常的な運転管理等に資するため、別添水質試験等に関する基準（別添 3－1、3－2 及び 3－3）に定める頻度及びサンプリング箇所を標準として、水質、汚泥、環境保全項目等に係る測定及び検査を行うこと。また、放流水について下水道法第 2 1 条に基づく水質検査及び流入水について別添水質試験等に関する基準（別添 3－4）に定める内容で水質監視試験を行うとともに、別添水質試験等に関する基準（別添 3－5）に定めるその他試験を行うこと。

2 前項の測定及び検査は、下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和 3 7 年厚生省建設省令第 1 号）及び同省令で引用する排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和 4 9 年環境庁告示第 6 4 号）、日本産業規格その他の規程並びに社団法人日本下水道協会編「下水試験方法」に定める検定方法で行うこと。ただし、汚泥測定及び検査のうち、脱水汚泥の溶出試験については、産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和 4 8 年環境庁告示第 1 3 号）に定める方法で、含有試験については、「肥料等試験法」に定める方法で行うこと。

3 前 2 項に定める測定及び検査を第三者に委託する場合には、環境計量証明事業登録事業者に行わせること。この場合、委託先から計量証明書の提出を受けること。

第 1 7 条 業務記録及び報告

指定管理者は、その業務に関して、次の各号に掲げる項目を記載した業務日誌を記録し、記録事項を県に対し速やかに業務日報として提出すること。

- (1) 天候、気温及び雨量
- (2) 総括責任者及び業務従事者職氏名
- (3) 水質、水量、汚泥量等の計測値
- (4) 電力、燃料等の数量
- (5) 主要機器の運転記録
- (6) 日常点検状況
- (7) 次班引継記録
- (8) その他必要事項

2 指定管理者は、毎月末日から15日を経過する日までに、次の各号に掲げる項目を記載した業務月報を県に提出すること。

- (1) 業務日誌記録事項の月集計（流入水、放流水の水量及び水質、下水及び汚泥の処理処分状況、下水及び汚泥の分析結果並びに電力等調達管理状況等）
- (2) 流量測定システムごとの流量の月集計
- (3) 運転操作、保守点検、維持補修、調整、給油、部品交換等の状況等
- (4) 事故、故障及び苦情の状況並びにその対応結果等
- (5) 施設見学者及び視察者の状況
- (6) その他必要事項

3 指定管理者は、事業年度の末日から1か月を経過する日までに、次の各号に定める内容を記載した事業報告を県に提出し、県の承認を得なければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 管理経費の収支計算
- (3) 事業年度終了時の施設機能の確認状況
- (4) その他県が必要と認める事項

4 指定管理者は、次の各号に定める内容を記載した業務年報を、事業報告書に添えて提出すること。

- (1) 業務月報記載事項の年集計
- (2) その他必要事項

5 指定管理者は、業務日報、業務月報、業務年報及び事業報告の内容に関して県が行う照会、調査及び指示に協力すること。

第18条 業務手順書等の作成

指定管理者は、施設の管理上必要な次の各号に掲げる業務手順書等を作成し、前条の規定により作成した書類とともに施設内に備え置くとともに、毎年3月末に県へ提出すること。

- (1) 異常気象、災害、事故、異常物質流入、機器故障等の危機対応に関するマニュアル
- (2) 流域下水道の運転操作及び監視マニュアル
- (3) 施設の保守点検マニュアル
- (4) 施設の清掃、緑地管理、警備等の維持管理マニュアル
- (5) 主ポンプ等主要機器のメーカー性能試験成績表及び性能試験結果表（供用開始時、分解整備工事前後）
- (6) 施設設備の点検表及び点検頻度一覧表
- (7) 水質、汚泥分析の標準作業手順書

(8) その他留意事項等を記した書類

第19条 管理委託料等

指定管理者は、各事業年度の当初に指定管理者と県が協議したうえで作成した支払計画書を基に、四半期ごとの概算払いを請求することができる。

第20条 施設、設備及び物品の使用並びに管理等

指定管理者は、本件業務の遂行に必要な範囲内で、県の所有に属する施設、設備及び物品（以下「県有施設等」という。）を使用することができる。

2 県有施設等の範囲等細目的事項については、県と指定管理者との協議で定める。

3 県有施設等のうち、県の所有に属する物品（以下「県有物品」という。）については、熊本県物品取扱規則（昭和39年熊本県規則第20号）に基づいて管理を行うものとする。

4 指定管理者は、県有物品及び本件業務により指定管理者が調達した物品についてそれぞれ物品管理簿を備え、これを適正に管理しなければならない。

第21条 再委託

指定管理者は、指定管理者が実施する業務を一括して第三者に請け負わせてはならない。ただし、運転操作及び監視以外の業務については、県の承認を得て第三者に請け負わせることができる。

第22条 保険

県は、指定管理者の管理方法等が原因で発生した損害及び損失と認められるものについては、当該損害を指定管理者に求償することがあるため、指定管理者はリスク管理のため自己の負担により賠償責任保険に加入すること。

(別添1-1) 施設概要書

熊本北部流域下水道

所在地	熊本市北区鶴羽田町12番地の1
電話番号	096-245-1121(熊本北部浄化センター)
ファクシミリ番号	096-245-4535 (同 上)



設置年月日	平成元年3月1日供用開始		
設置根拠	熊本県流域下水道条例		
設置目的	熊本都市圏北東部の公共用水域の水質保全及び生活環境の改善		
全体計画処理面積・処理人口	・関連市町村：熊本市、合志市、菊陽町 ・全体計画処理面積：約4,990ha ・全体計画処理人口：約225,600人		
主な施設内容	・終末処理場(熊本北部浄化センター) 1箇所 13.5ha ・中継ポンプ場(清水ポンプ場、弓削ポンプ場) 2箇所 ・その他 幹線管きよ接続点流量測定システム(16箇所) 幹線管きよ(堀川幹線他) 約24.51km		
施設の諸元	・排除方式：分流式 ・処理方式：凝集剤添加膜分離活性汚泥法（現在2池） 凝集剤添加ステップ流入2段硝化脱窒法＋急速ろ過法（現在8池） ・全体計画日最大汚水量：121,880m³/日 ・全体計画処理能力：（冬季日最大）115,000m³/日（全体10池） ・R7年度末現在現有処理能力：111,150m³/日(10池供用) （年間流入水量実績は本表末尾記載のとおり）		
条例記載の指定管理者の業務	・流域下水道の運転操作及び監視に関する業務 ・流域下水道の施設、設備及び物品の維持管理、保守点検及び修繕に関する業務 ・その他、指定管理者が流域下水道の管理上必要と認める業務		
現在の管理状況	☐ 直営 ☒ 指定管理者制度 指定管理者： 九テク・熊環・熊エンジニアリング委託業務共同企業体		
委託料	R5年度 945,365 千円	R6年度 887,240 千円	R7年度 962,779 千円
年間流入水量	R5年度 25,580,012 m ³	R6年度 26,686,268 m ³	R7年度 27,479,618 m ³

熊本県担当部(局)・課	土木部道路都市局下水環境課	Tel	096-333-2529
		Mail	gesuikankyo@pref.kumamoto.lg.jp

(別添1－2)

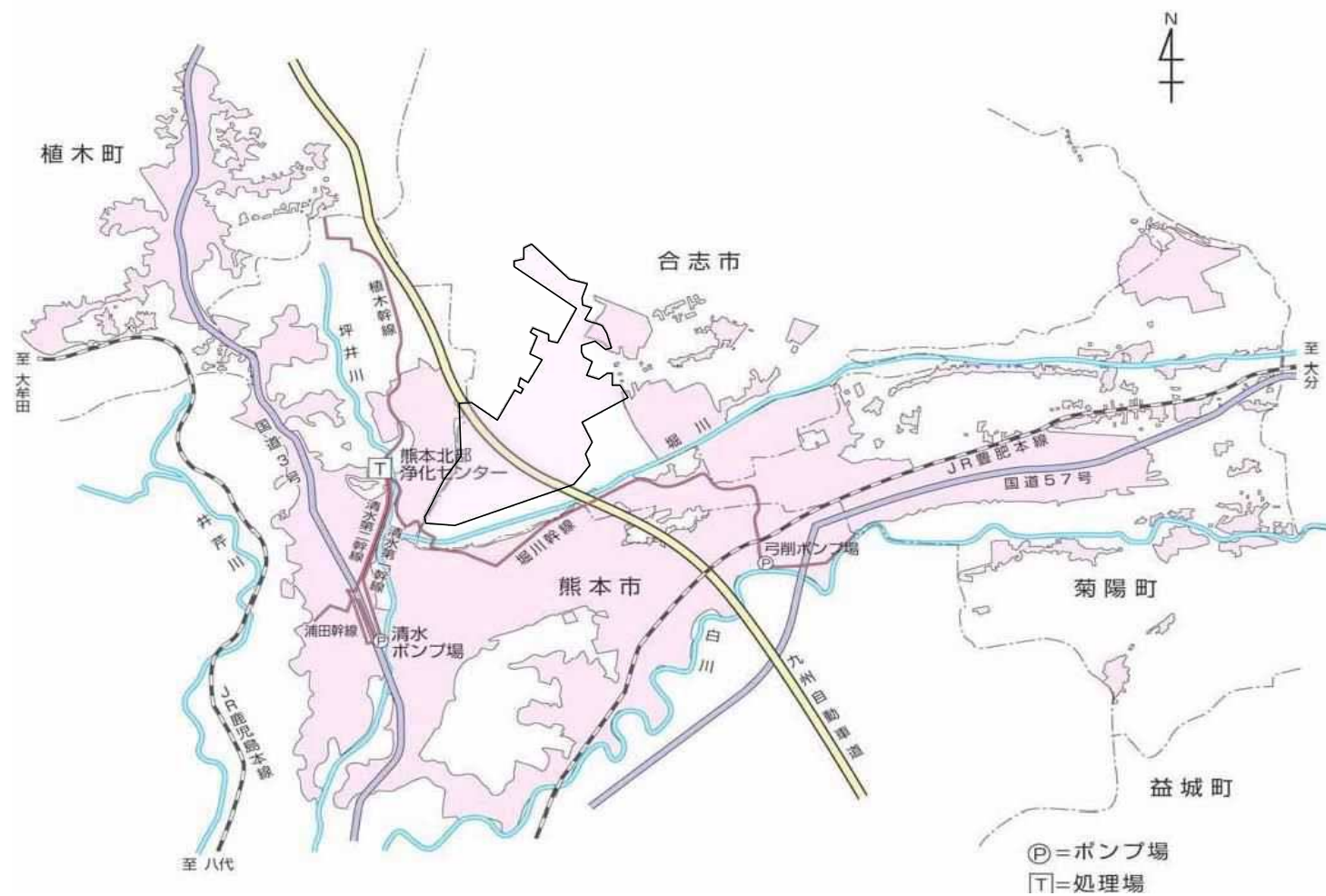
熊本北部流域下水道

全体計画と現況

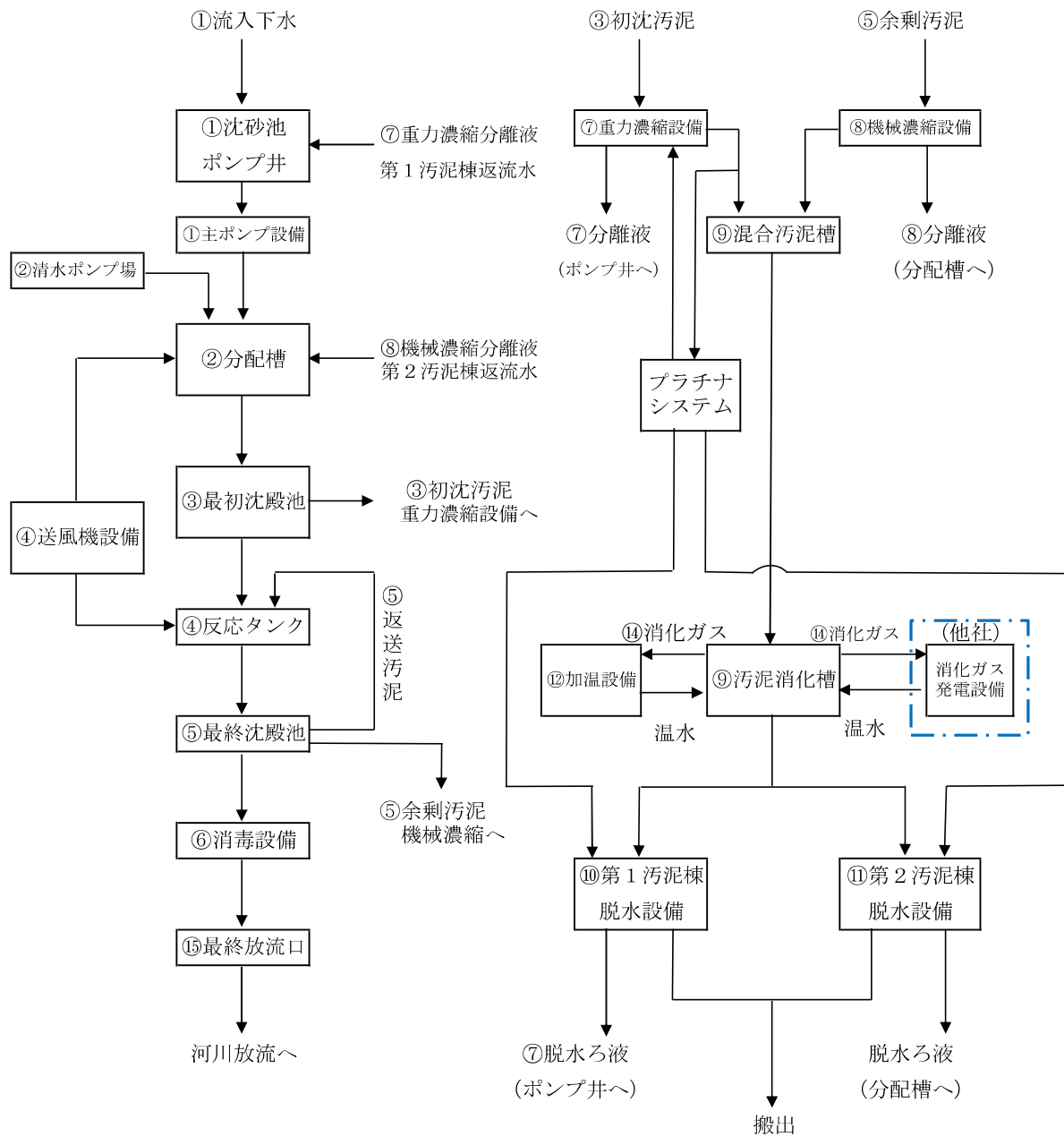
項 目		全 体 計 画				事 業 計 画			
		熊本市	合志市	菊陽町	計	熊本市	合志市	菊陽町	計
目 標 年 次		令和 1 7 年度				令和 1 3 年度			
						現況（令和 7 年度末）			
計画処理面積（h a）		2, 862. 9	1, 024. 1	1, 112. 0	4, 999. 0	2, 796. 7	1, 000. 1	1, 102. 0	4, 898. 8
						2, 603. 0	952. 0	1, 011. 0	4, 566. 0
計画処理人口(人)		120, 600	56, 700	48, 300	225, 600	121, 200	53, 800	47, 500	222, 500
						126, 758	49, 277	43, 084	219, 119
水洗化人口（人）		120, 600	56, 700	48, 300	225, 600	121, 200	53, 800	47, 500	222, 500
						114, 931	49, 043	42, 676	206, 650
汚 水 量 原 単 位 (ℓ／人・ 日)	日 平 均	300	255	265	－	300	255	265	－
	日 最 大	375 (395) [375]	300	310	－	375 (395) [375]	300	310	－
	時間最大	565 (600) [755]	495	470	－	565 (600) [755]	495	470	－
計画汚水 量（m ³ ／ 日）	日 平 均	50, 560	19, 076	37, 882	107, 520	50, 750	18, 207	37, 622	106, 580
	日 最 大	59, 860	21, 867	40, 146	121, 880	60, 060	20, 867	39, 850	120, 780
	時間最大	90, 770	34, 669	69, 730	195, 170	91, 110	33, 104	69, 308	193, 530
排 除 方 式		分 流 式							
計画流入水質（mg／ℓ）		計画 BOD＝1 9 0 T－N＝3 5 T－P＝6 . 0				認可 BOD＝1 9 0 T－N＝3 5 T－P＝6 . 0			
処理場	処 理 場 位 置	熊本市北区鶴羽田町 1 2 番地の 1							
	処 理 方 式	凝集剤添加膜分離活性汚泥法、凝集剤添加ステップ流入 2 段消化脱窒法＋急速ろ過法							
	処 理 能 力	(冬季日最大) 1 1 5 , 0 0 0 (m3／日)				令和 7 年度末 (冬季日最大) 1 1 1 , 1 5 0 (m3／日)			
	放流水質（mg／ℓ）	BOD＝7 . 0 T－N＝1 7 T－P＝3 . 0							
	敷 地 面 積 (ha)	約 1 3 . 5							
放流先	名称/環境基準	二級河川・坪井川				上代橋 C 類型（BOD：5 mg／ℓ以下）			
	低 水 流 量 (m ³ /sec)	現況 1 . 2 5				〃			
幹線管渠 延 長	幹 線 名	堀川	浦田	清水第 1	清水第 2	植木			(放流渠)
	管きよ延長 (km)	10. 24	1. 61	3. 23	3. 51	4. 69			(1. 23)
	総 延 長	24. 51km							
污水中継ポンプ場（ヶ所）		2 ヶ所							

注 1) () 書きは植木、[] 書きは田底中部・山東東部の値

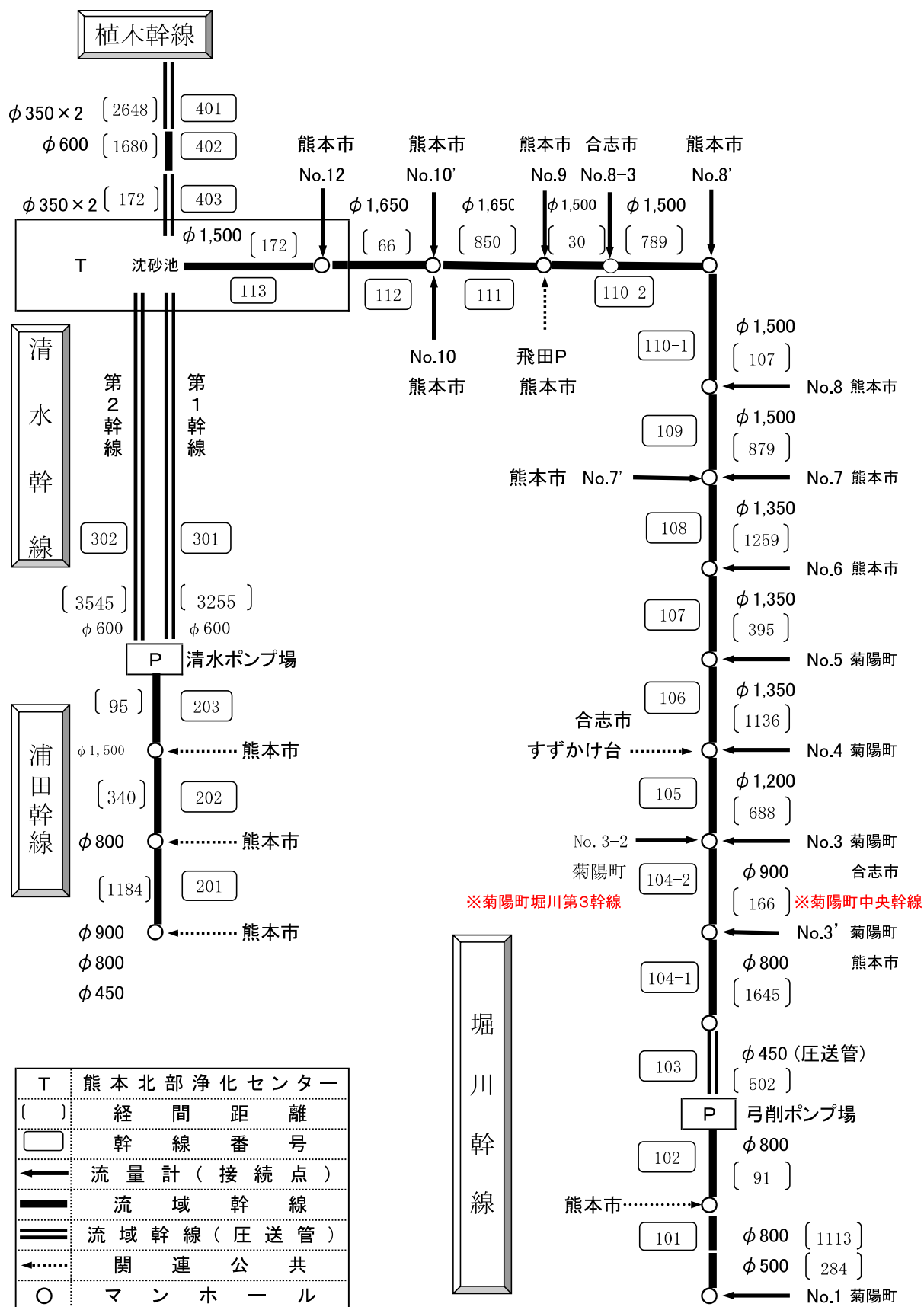
(別添 1－3) 熊本北部流域下水道 全体図



(別添1-5)熊本北部浄化センターフローシート



(別添1-6)熊本北部流域下水道 流域幹線図



(別添2)

施設増設・更新計画表

熊本北部流域下水道

			R9	R10	R11
管渠			管渠点検、改築更新工事		
				堀川幹線二条化詳細設計	
					堀川幹線二条化工事
ポンプ場	測量試験			弓削ポンプ場制御盤改築詳細設計	
				No.3,4ポンプ設備更新詳細設計	
	土木建築				
	機械電気設備	遠方監視設備改築更新工事			
		清水ポンプ場制御盤改築更新工事	清水ポンプ場制御盤改築更新工事		
		弓削ポンプ場制御盤改築更新工事			
					No.3,4ポンプ設備更新
	管渠				弓削ポンプ場場内管渠二条化工事
処理場	測量試験	ストマネ計画策定 全体計画策定 雨天時浸入水対策計画策定			
	沈砂池・ ポンプ棟	土木建築			
		機械電気設備	No.5,6ポンプ設備増強工事		
		増補管設置工事			
	水処理 設備	土木建築			
		機械電気設備	送風機設備増設工事		
	汚泥処理 設備	土木建築			
		機械電気設備	汚泥濃縮設備改築更新工事		
	管理棟	機械電気設備	遠方監視設備改築更新工事		
	その他	管廊耐震対策工事			
		調整池建設工事・ポンプ設置工事・管渠設置工事			

※この計画はあくまでも予定であり、変更することがある

(別添 3 - 1) 水質試験等に関する基準【熊本北部流域下水道】

1 水質

項目	試料	流入水	初沈流入水	初沈放流水	処理水 (系列毎)	放流水	1777混合液 (系列毎)	1777混合液 (任意の 2 系列)	返送汚泥 (系列毎)	返送汚泥 (任意の 2 系列)
水温		●★				●★	●	★		
外観		●★	●★	●★	▲★	●★	●	★		
臭気		●★	●★	●★	▲★	●★	●	★		
透視度		●★	●★	●★	▲★	●★				
pH		●★	●★	●★	▲★	●★	●	★	●	★
SS		●★	●★	●★	▲★	●★				
残留塩素						●★				
COD		▲★	▲★	▲★	▲★	▲★				
BOD		▲★	▲★	▲★	▲★	▲★				
大腸菌数		▲			■	▲				
ATU-BOD			▲	▲		▲★				
全窒素		▲	▲	▲		▲★	▲			
全磷		▲	▲	▲		▲	▲			
有機性窒素		▲	▲	▲		▲★	▲			
アンモニア性窒素		▲	▲	▲		▲★	▲	★		
亜硝酸性窒素		▲	▲	▲		▲★	▲	★		
硝酸性窒素		▲	▲	▲		▲★	▲	★		
磷酸イオン態磷		▲	▲	▲		▲	▲			
SV (30分沈殿汚泥量)							●	★		
MLDO							●	★		
MLSS							●	★	●	★
SVI							●	★		
MLVSS							▲			
微生物試験							◆			
汚泥浮上時間								★		

● : 休日を除く毎日

▲ : 週 1 回

◆ : 月 1 回

■ : 月 2 回 (隔週 1 回)

★ : 年 4 回 (5 月・8 月・11 月・2 月) → 通日試験

「処理水」については 6 時間毎に 4 回、それ以外の項目は 3 時間毎に 8 回

(別添3-2)水質試験等に関する基準【熊本北部流域下水道】

2 汚泥

試料 項目	初沈汚泥	余剰汚泥	重力濃縮汚泥	機械濃縮汚泥	混合濃縮汚泥	重力濃縮 分離液	機械濃縮 分離液	消化汚泥	脱水機供給 汚泥	脱水ケーキ (ベルト・連心・スクュープレス)	脱水ろ液 (ベルト・連心・スクュープレス)
pH	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲			▲
固形物(蒸発残留物)	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲		▲
有機分(強熱減量)	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲		▲	▲
SS						▲	▲	▲			▲
アルカリ度								▲			
含水率										▲	
消化率								▲			
COD						■	■				■
BOD						■	■				■
全窒素						■	■				■
全磷						■	■				■
アルキル水銀										★	
総水銀										★◆	
カドミウム										★◆	
鉛										★◆	
有機磷										★	
6価クロム										★	
ヒ素										★◆	
シアン										★	
ポリ塩化ビフェニル										★	
トリクロロエチレン										★	
テトラクロロエチレン										★	
ジクロロメタン										★	
四塩化炭素										★	
1,2-ジクロロエタン										★	
1,1-ジクロロエチレン										★	
シス-1,2-ジクロロエチレン										★	
1,1,1-トリクロロエタン										★	
1,1,2-トリクロロエタン										★	
1,3-ジクロロプロペン										★	
チウラム										★	
シマジン										★	
チオベンカルブ										★	
ベンゼン										★	
セレン										★	
1,4-ジオキサン										★	
亜鉛										◆	
ニッケル										◆	
クロム										◆	

▲:週1回

■:月2回(隔週1回)

★:溶出試験 年4回

◆:含有試験 月1回

※脱水汚泥、し渣・沈砂等の処分にあたり、その他必要な項目があれば分析すること。

(例:長崎県へ搬出する場合、前年度(11月頃)に表中の溶出試験★、含有試験◆に加え、ダイオキシン類の含有試験を行う必要がある。)

(別添3-3)水質試験等に関する基準【熊本北部流域下水道】

3 環境保全項目

項目	測定施設・測定箇所		測定頻度等	備考
排ガス	ばい煙発生装置			・大気汚染防止法その他関係法令に定められた方法で実施すること。
		温水器	年2回	
悪臭 (測定項目は仕様書のとおり)	・熊本北部浄化センター ・清水ポンプ場 ・弓削ポンプ場	敷地境界(6地点) 敷地境界(4地点) 敷地境界(4地点)	年1回	・悪臭防止法その他関係法令に定められた方法で実施すること。 ・同法の規制地域外であっても、施設の立地状況等を勘案した規制基準値を参考に実施すること。
騒音	・熊本北部浄化センター ・清水ポンプ場 ・弓削ポンプ場	敷地境界(6地点) 敷地境界(4地点) 敷地境界(4地点)	年1回 (朝、昼、夕、夜間 各1回)	・騒音規制法その他関係法令に定められた方法で実施すること。 ・同法の規制地域外であっても、施設の立地状況等を勘案した規制基準値を参考に実施すること。
振動	・熊本北部浄化センター ・清水ポンプ場 ・弓削ポンプ場	敷地境界(6地点) 敷地境界(4地点) 敷地境界(4地点)	年1回 (昼間、夜間 各1回)	・振動規制法その他関係法令に定められた方法で実施すること。 ・同法の規制地域外であっても、施設の立地状況等を勘案した規制基準値を参考に実施すること。

(別添3-4)水質試験等に関する基準【熊本北部流域下水道】

4 水質監視試験

項 目		区 分	水 質		備 考
			放流水	流入水	
生 活 環 境 項 目	1	pH	★	★	
	2	BOD	★	★	
	3	COD	★	★	
	4	SS	★	★	
	5	大腸菌数	★	★	
	6	全窒素	★	★	
	7	全リン	★	★	
	8	nヘキサン(鉱油類)	★	★	
	9	nヘキサン(動植物油脂)	★	★	
	10	フェノール類	★	★	
	11	銅	★	★	
	12	亜鉛	★	★	
	13	溶解性鉄	★	★	
	14	溶解性マンガ	★	★	
	15	全クロム	★	★	
有 害 物 質 項 目	16	カドミウム	★	★	
	17	シアン	★	★	
	18	有機リン	★	★	
	19	鉛	★	★	
	20	六価クロム	★	★	
	21	ヒ素	★	★	
	22	総水銀	★	★	
	23	アルキル水銀	★	★	
	24	PCB	★	★	
	25	トリクロロエチレン	★	★	
	26	テトラクロロエチレン	★	★	
	27	ジクロロメタン	★	★	
	28	四塩化炭素	★	★	
	29	1,2-ジクロロエタン	★	★	
	30	1,1-ジクロロエチレン	★	★	
	31	シス-1,2-ジクロロエチレン	★	★	
	32	1,1,1-トリクロロエタン	★	★	
	33	1,1,2-トリクロロエタン	★	★	
	34	1,3-ジクロロプロペン	★	★	
	35	チウラム	★	★	
	36	シマジン	★	★	
	37	チオベンカルブ	★	★	
	38	ベンゼン	★	★	
	39	セレン	★	★	
	40	ホウ素	★	★	
	41	フッ素	★	★	
	42	1,4-ジオキサン	★	★	
	43	アンモニア性窒素	★	★	
	44	亜硝酸性窒素	★	★	
	45	硝酸性窒素	★	★	
項 目 合 計			45	45	

備考 1 放流水の外部委託検査頻度は2回／月とする。

2 流入水の外部委託検査頻度は2回／月とする。

3 その他、放流水、流入水、河川等について、県が必要と認める検査を実施することとする。

(別添3－5)水質試験等に関する基準【熊本北部流域下水道】

5 その他試験

試料名	測定項目	測定回数
①放流水	全糖	1回/月×4月＝4回/年
	ふっ素	1回/月×4月＝4回/年
	PFOS・PFOA・PFHxS	1回/月×4月＝4回/年
②流入水	全糖	1回/月×4月＝4回/年
	PFOS・PFOA・PFHxS	1回/月×4月＝4回/年
③河川水	流量（坪井川合流前(堀川)、堀川合流前、高橋、庚申橋、上代橋）	5箇所×1回/月×4月＝20回/年
	全糖（坪井川合流前(堀川)、堀川合流前、高橋、庚申橋、上代橋）	5箇所×1回/月×4月＝20回/年
	ふっ素(坪井川合流前(堀川)、堀川合流前、四王子橋、高橋、上代橋)	5箇所×1回/月×4月＝20回/年
	PFOS・PFOA・PFHxS(坪井川合流前(堀川)、堀川合流前、四王子橋、高橋、上代橋)	5箇所×1回/月×4月＝20回/年
④脱水汚泥	PFOS・PFOA含有量	1回/月×4月＝4回/年

(別添4-1) 分解整備工事年次計画表

熊本北部浄化センター 分解整備工事年次計画(R9~R11)

項 目		施工周期(年)	供用開始年度	R9	R10	R11
場 内 施 設	○ 機 械					
	○主ポンプ設備					
	No.1汚水ポンプ	8	R06			
	No.2汚水ポンプ	8	R06			
	No.3汚水ポンプ	8	H08			
	No.4汚水ポンプ	8	H05			
	No.5汚水ポンプ	8	H19			
	No.6汚水ポンプ	8	H23			
	○除塵設備					
	No.1自動除塵機	8	H01			○
	No.2自動除塵機	8	H12			
	No.1し 渣搬出機	8	H01			
	No.2し 渣搬出機	8	H01			
	し 渣破碎機	8	H01		○	
	し 渣脱水機	8	H01			
	スラム分離機	8	H21			
	○除砂設備					
	No.1沈砂掻揚機	8	H21			
	No.2沈砂掻揚機	8	H12			
	沈砂洗浄機	8	H21			
	○送風機設備					
	No.1送風機	10	R03			
	No.3送風機	10	H06			
	No.4送風機	10	H10			
	No.6送風機	10	H20			
	No.7送風機	10	H20			
	○最初沈殿池設備					
	No.1初沈污泥掻寄機	8	H24			○
	No.2初沈污泥掻寄機	8	H04			
	No.3初沈污泥掻寄機	8	H26			
	No.4初沈污泥掻寄機	8	H27			
	No.5初沈污泥掻寄機	8	H15		○	
	No.6初沈污泥掻寄機	8	H18			
	No.7初沈污泥掻寄機	8	H19			
	No.8初沈污泥掻寄機	8	H22	○		
	○反応タンク設備					
	No.1散気装置	5	H24			○
	No.2散気装置	5	H25			
	No.3散気装置	5	H26			
	No.4散気装置	5	H27			
	No.5散気装置	5	H15	○		
	No.6散気装置	5	H18			
	No.7散気装置	5	H19			
	No.8散気装置	5	H22			
	No.9散気装置	5	H27	○		
	No.10散気装置	5	R07			
	No.1攪拌機[3台]	8	H24		○	
	No.2攪拌機[3台]	8	H25		○	
	No.3攪拌機[2台]	8	H26			
	No.4攪拌機[2台]	8	H27			
	No.7攪拌機[3台]	8	H19			
	No.8攪拌機[4台]	8	H22			
	No.9攪拌機[3台]	8	H27			
	No.10攪拌機[3台]	8	R07			

	項 目	施工周期(年)	供用開始年度	R9	R10	R11
場 内 施 設	○最終沈殿池設備					
	No.1終沈汚泥掻寄機	8	H24			○
	No.2終沈汚泥掻寄機	8	H04			
	No.3終沈汚泥掻寄機	8	H26			
	No.4終沈汚泥掻寄機	8	H10			
	No.5終沈汚泥掻寄機	8	H15		○	
	No.6終沈汚泥掻寄機	8	H18			
	No.7終沈汚泥掻寄機	8	H19			
	No.8終沈汚泥掻寄機	8	H22	○		
	No.9終沈汚泥掻寄機	8	H27			
	No.10終沈汚泥掻寄機	8	R07			
	○重力濃縮設備					
	初沈汚泥し渣スクリーン	8	H23		○	
	初沈汚泥し渣脱水機	8	H23		○	
	No.1汚泥掻寄機	8	H23			○
	No.2汚泥掻寄機	8	H23			○
	○機械濃縮設備					
	余剰汚泥し渣スクリーン	8	H08			
	余剰汚泥し渣脱水機	8	H08			
	No.1汚泥濃縮機(遠心式)	8	H13			
	No.2汚泥濃縮機(遠心式)	8	H08			
	No.3汚泥濃縮機(ベルト式)	8	H23			○
	○消化設備					
	No.1-1消化タンク攪拌機	8	H24			
	No.1-2消化タンク攪拌機	8	H24			
	No.1-3消化タンク攪拌機	8	H24			
	No.2消化タンク攪拌機	8	H21			
	No.1-1汚泥破碎機	8	H25			○
	No.1-2汚泥破碎機	8	H25			○
	No.1-3汚泥破碎機	8	H25			○
	No.2汚泥破碎機	8	H21			
	○汚泥脱水設備					
	ベルトプレス脱水機	5	H23	○		
	スクリュープレス脱水機	5	R08			
	遠心脱水機	5	H11			○
	スクリュープレス脱水機	5	H14		○	
場 外 施 設	○清水ポンプ場					
	No.1自動除塵機	8	H19			
	No.2自動除塵機	8	H16			
	No.1揚砂ポンプ	8	H19			
	No.2揚砂ポンプ	8	H16		○	
	No.1汚水ポンプ	8	H19			
	No.2汚水ポンプ	8	H19			
	No.3汚水ポンプ	8	H02			
	No.4汚水ポンプ	8	H15			
	No.5汚水ポンプ	8	H15			
	○弓削ポンプ場					
	No.1自動除塵機	8	H22			
	No.2自動除塵機	8	H21			
	No.1揚砂ポンプ	8	H22			
	No.2揚砂ポンプ	8	H21			
	No.1汚水ポンプ	8	H06			
	No.2汚水ポンプ	8	H06			
	No.3汚水ポンプ	8	H21			

	項 目	施工周期(年)	供用開始年度	R9	R10	R11
場 内 施 設	○電気					
	○沈砂池・ポンプ棟					
	No.1非常用発電機	8	H01			○
	No.2非常用発電機	8	H21			
	蓄電池設備	13	H22			
	○第2汚泥処理棟					
	蓄電池設備	9	H07			
	○第2水処理電気室					
	蓄電池設備	9	H27			
	○接続点流量計					
	1系初沈バイパス放流		H16		○	
	2系初沈バイパス放流		H16			
	10号		H16	○		
	12号		H16		○	
場 外 施 設	○清水ポンプ場					
	No.1非常用発電機	8	H02			
	No.2非常用発電機	8	H15	○		
	蓄電池設備	13	H19			
	○弓削ポンプ場					
	非常用発電機	8	H06			○
	蓄電池設備	13	H19			
	○接続点流量計					
	1号		H06		○	
	3号		H16	○		
	3'号		H06			○
	3-2号		H17			
	4号		H16	○		
	5号		H16		○	
	6号		H04			
	7号		H16		○	
	7'号		H16			
	8号		H16			○
	8'号		H16		○	
	8-3号		H27			
	9号		H18	○		
	10'号		H07			○

※これは予定であり、実際の施工は変更することがある。

(別添4-2)

- 機 械
○ 除塵設備

1	設備名称	熊本北部浄化センター No.1自動除塵機
2	型式	間欠式自動除塵機
3	製造番号	87W-110
4	製造者	前澤工業(株)
5	設置場所	沈砂池ポンプ棟
6	供用開始年度	H1
7	仕様	・水路幅:2,100mm×水深4,700mm、目幅20mm×取付角度75度 ・減速機:電動機直結両軸型減速機GM022183M ・電動機:3φ×2.2kW×4P×400V×60Hz
8	整備内容	(1)分解整備(各種試験を含む)(1式) (2)部品取替 ①ガイドローラー(4組)、②ピンボルト(A)・(B)(各1式)、③間隔金物(52個)、④スプロケットボス(2組)、⑤オイルシール(4個)、⑥スプロケット(2組)、⑦オイルシール押え(2組)、⑧ピンラック受台(2組)、⑨ワイパー板押え(1組)、⑩ワイパー板(1組)、⑪過負荷リミットスイッチ(1組)、⑫終点リミットスイッチ(1組)、⑬ZF型シール(2組)、⑭回転台座(4組)、⑮ローラガイド(A)・(B)(各2組)、⑯レーキ台給油管(1式)、⑰その他消耗品等(1式) (3)補修塗装(1式) (4)産廃処分(1式)

1	設備名称	熊本北部浄化センター し渣破砕機
2	型式	2軸差動回転式A-100/HT5
3	製造番号	CA100-018
4	製造者	住友重機械工業(株)
5	設置場所	沈砂池ポンプ棟
6	供用開始年度	H1
7	仕様	・減速機:全閉外扇屋外型電動機付サイクロ減速機HNV5-86-1/29-TL ・電動機:3φ×3.7kW×4P×400V×60Hz
8	整備内容	(1)分解整備(各種試験を含む)(1式) (2)部品取替 ①カッター(全126枚)、②スリーブ(上部、下部)(各2個)、③駆動軸(1本)、④従動軸(1本)、⑤下部ケーシング(1個)、⑥噛み合い式カップリング(1組)、⑦大歯車(1個)、⑧小歯車(1個)、⑨パッキンセット(1式)、⑩スクレーパー(1式)、⑪メカニカルシール(4個)、⑫ベアリング(4個)、⑬電動機付きサイクロ減速機(1台)、⑭その他消耗品等(1式) (3)補修塗装(1式) (4)産廃処分(1式)

- 最初沈殿池設備

1	設備名称	熊本北部浄化センター No.1初沈汚泥掻寄機
2	型式	チェーンフライト式
3	製造番号	SK-9017
4	製造者	三機工業(株)
5	設置場所	最初沈殿池(1系)
6	供用開始年度	H24
7	仕様	・水路幅:4,300mm×長30,000mm×水深3,250mm、掻寄速度:0.62m/min ・減速機:電動機直結型サイクロ減速機CHHM05-6140DC-ESTL-2065 ・電動機:3φ×0.4kW×4P×400V×60Hz(2池1駆動)
8	整備内容	(1)分解整備(各種試験を含む)(1式) (2)部品取替 ①駆動チェーン(1本)、②駆動チェーン用オフセットリンク(1個)、③駆動チェーン用小スプロケット(1個)、④サイクロ減速機用部品(1式)、⑤その他消耗品等(1式) (3)産廃処分(1式)

1	設備名称	熊本北部浄化センター No.5初沈污泥掻寄機
2	型式	チェーンフライト式
3	製造番号	SK-7509
4	製造者	三機工業(株)
5	設置場所	最初沈澱池(5系)
6	供用開始年度	H15
7	仕様	・水路幅: 4,350mm×長30,000mm×水深3,200mm、掻寄速度: 約0.6m/min ・減速機: 電動機直結型サイクロ減速機CHHM05-6185DA-TL ・電動機: 3φ×0.4kW×4P×400V×60Hz(2池1駆動)
8	整備内容	No.1初沈污泥掻寄機と同様

1	設備名称	熊本北部浄化センター No.8初沈污泥掻寄機
2	型式	チェーンフライト式
3	製造番号	SK-8818
4	製造者	三機工業(株)
5	設置場所	最初沈澱池(8系)
6	供用開始年度	H22
7	仕様	・水路幅: 4,350mm×長30,000mm×水深3,250mm、掻寄速度: 0.6m/min ・減速機: 電動機直結型サイクロ減速機CHHM05-6140DC-ESTL-2065 ・電動機: 3φ×0.4kW×4P×400V×60Hz(2池1駆動)
8	整備内容	No.1初沈污泥掻寄機と同様

○ 反応タンク設備

1	設備名称	熊本北部浄化センター No.1散気装置
2	型式	メンブレンパネル式散気装置(硝化対応型)
3	製造番号	SK-9019
4	製造者	三機工業(株)
5	設置場所	反応タンク(1系)
6	供用開始年度	H24
7	仕様	・曝気方式: 旋回流式 ・処理水量: 11,300m ³ /日 ・曝気風量: 第2槽21.5m ³ /分・槽、第4槽21.5m ³ /分・槽
8	整備内容	(1)点検・洗浄(1式) ①メンブレンパネル薬品洗浄 ②発泡状況確認点検 (2)産廃処分(1式)

1	設備名称	熊本北部浄化センター No.5散気装置
2	型式	メンブレンパネル式散気装置(超微細気泡)
3	製造番号	SK-7682
4	製造者	三機工業(株)
5	設置場所	反応タンク(5系)
6	供用開始年度	H14
7	仕様	・曝気方式: 旋回流式 ・処理水量: 13,500m ³ /日 ・曝気風量: 第2槽25m ³ /分・槽、第4槽25m ³ /分・槽
8	整備内容	(1)部品取替 ①エアロウイングT-3.0型(96枚) (PEパイプ、PP継手、固定金具を含む) (2)発泡状況確認試験 (3)産廃処分(1式)

1	設備名称	熊本北部浄化センター No.9散気装置
2	型式	メンブレンパネル式散気装置(硝化対応型)
3	製造番号	SK-9404
4	製造者	三機工業(株)
5	設置場所	反応タンク(9系)
6	供用開始年度	H27
7	仕様	・曝気方式: 旋回流式 ・処理水量: 12,400m ³ /日 ・曝気風量: 第2槽25m ³ /分・槽、第4槽25m ³ /分・槽
8	整備内容	No.1散気装置と同様

1	設備名称	熊本北部浄化センター No.1-1攪拌機
2	型式	水中機械式攪拌機(基本型)F-75
3	製造番号	A-11798
4	製造者	阪神動力機械(株)
5	設置場所	反応タンク(1系第1槽)
6	供用開始年度	H24
7	仕様	・攪拌容量: 663.6m ³ ・電動機: 3φ × 7.5kW × 4P × 400V × 60Hz
8	整備内容	(1)分解整備(各種試験を含む)(1式) (2)部品取替 ①水中モータ(オイルシールカセット、モータ軸受、キャブタイヤケーブル10m含む)(1台分)、②減速機軸受(1台分)、③ウォーターシールカセット(1台分)、④第1段歯車(1台分)、⑤第2段歯車(出力軸)(1台分)、⑥接合部Oリング(1台分)、⑦潤滑油(1台分)、⑧その他消耗品等(1式) (3)補修塗装(1式) (4)産廃処分(1式)

1	設備名称	熊本北部浄化センター No.1-2攪拌機
2	型式	水中機械式攪拌機(基本型)F-37
3	製造番号	A-11799
4	製造者	阪神動力機械(株)
5	設置場所	反応タンク(1系第3槽)
6	供用開始年度	H24
7	仕様	・攪拌容量: 523m ³ ・電動機: 3φ × 3.7kW × 4P × 400V × 60Hz
8	整備内容	No.1-1攪拌機と同様

1	設備名称	熊本北部浄化センター No.1-3攪拌機
2	型式	水中機械式攪拌機(基本型)F-55
3	製造番号	A-11800
4	製造者	阪神動力機械(株)
5	設置場所	反応タンク(1系第3槽)
6	供用開始年度	H24
7	仕様	・攪拌容量: 661m ³ ・電動機: 3φ × 5.5kW × 4P × 400V × 60Hz
8	整備内容	No.1-1攪拌機と同様

1	設備名称	熊本北部浄化センター No.2-1攪拌機
2	型式	水中機械式攪拌機(基本型)F-75
3	製造番号	A-12373
4	製造者	阪神動力機械(株)
5	設置場所	反応タンク(2系第1槽)
6	供用開始年度	H25
7	仕様	・攪拌容量:799m ³ ・電動機:3φ×7.5kW×4P×400V×60Hz
8	整備内容	No.1-1攪拌機と同様

1	設備名称	熊本北部浄化センター No.2-2攪拌機
2	型式	水中機械式攪拌機(基本型)F-37
3	製造番号	A-12374
4	製造者	阪神動力機械(株)
5	設置場所	反応タンク(2系第3槽)
6	供用開始年度	H25
7	仕様	・攪拌容量:548m ³ ・電動機:3φ×3.7kW×4P×400V×60Hz
8	整備内容	No.1-1攪拌機と同様

1	設備名称	熊本北部浄化センター No.2-3攪拌機
2	型式	水中機械式攪拌機(基本型)F-55
3	製造番号	A-12375
4	製造者	阪神動力機械(株)
5	設置場所	反応タンク(2系第3槽)
6	供用開始年度	H25
7	仕様	・攪拌容量:675m ³ ・電動機:3φ×5.5kW×4P×400V×60Hz
8	整備内容	No.1-1攪拌機と同様

○ 最終沈殿池設備

1	設備名称	熊本北部浄化センター No.1終沈汚泥掻寄機
2	型式	チェーンフライト式
3	製造番号	SK-9018
4	製造者	三機工業(株)
5	設置場所	最終沈殿池(1系)
6	供用開始年度	H24
7	仕様	・水路幅4,300mm×長60,000mm×水深3,050mm、掻寄速度:0.3m/min ・減速機:電動機直結型サイクロ減速機CHHM05-6165DB-ESTL-4437 ・電動機:3φ×0.4kW×4P×400V×60Hz(2池1駆動)
8	整備内容	(1)分解整備(各種試験を含む)(1式) (2)部品取替 ①駆動チェーン(1本)、②駆動チェーン用オフセットリンク(1個)、③駆動チェーン用小スプロケット(1個)、④サイクロ減速機用部品(1式)、⑤その他消耗品等(1式) (3)産廃処分(1式)

1	設備名称	熊本北部浄化センター No.5終沈汚泥掻寄機
2	型式	チェーンフライト式
3	製造番号	SK-7512
4	製造者	三機工業(株)
5	設置場所	最終沈澱池(5系)
6	供用開始年度	H15
7	仕様	・水路幅4,350mm×長60,000mm×水深3,000mm、掻寄速度:約0.3m/min ・減速機:電動機直結型サイクロ減速機CHHM05-6185DA-TL ・電動機:3φ×0.4kW×4P×400V×60Hz(2池1駆動)
8	整備内容	No.1終沈汚泥掻寄機と同様

1	設備名称	熊本北部浄化センター No.8終沈汚泥掻寄機
2	型式	チェーンフライト式
3	製造番号	SK-8819
4	製造者	三機工業(株)
5	設置場所	終沈沈澱池(8系)
6	供用開始年度	H22
7	仕様	・水路幅4,350mm×長76,300mm×水深3,050mm、掻寄速度:0.3m/min ・減速機:電動機直結型サイクロ減速機CHHM05-6170DB-ESTL-4437 ・電動機:3φ×0.4kW×4P×400V×60Hz(2池1駆動)
8	整備内容	No.1終沈汚泥掻寄機と同様

○ 重力濃縮設備

1	設備名称	熊本北部浄化センター 初沈汚泥し渣スクリーン
2	型式	回転ドラム型MH-350R
3	製造番号	1896
4	製造者	三菱化工機(株)
5	設置場所	濃縮タンク棟
6	供用開始年度	H23
7	仕様	・処理量:1.5m ³ /min ・目幅:5mm、ディスク寸法:φ800mm×幅300mm×厚4mm、回転数:1~3rpm ・減速機:バイエル・可変サイクロ減速機CHHBMN05A-6130DB-ES ・電動機:3φ×0.4kW×4P×400V×60Hz
8	整備内容	(1)分解整備(各種試験を含む)(1式) (2)部品取替 ①スプロケットホイール(減速機用、テークアップ用、ディスクスクリーン駆動用、アイドラ用、回転スクレーパ用)(各1個)、②トルクリミッターカップリング(1組)、③近接スイッチ(1個)、④ローラーチェーン(アイドラ駆動用、ディスクスクリーン駆動用、回転スクレーパ駆動用)(各1個)、⑤フランジ形ユニット(2個)、⑥オイルシール(ディスクスクリーン用2個、回転スクレーパ用3個)、⑦駆動装置(1台)、⑧回転スクレーパ(1式)、⑨スクレーパ(1式)、⑩自動調芯玉軸受(2個)、⑪シール用ゴム(2枚)、⑫軸受(回転スクレーパ用)(1組)、⑬ゴムパッキン(前面点検扉用、後部点検扉用、側面点検蓋用)(4枚)、⑭その他消耗品等(1式) (3)補修塗装(1式) (4)産廃処分(1式)

1	設備名称	熊本北部浄化センター 初沈汚泥し渣脱水機
2	型式	スクリー式脱水機DP-500-L-TL、油圧ユニットSD-20N
3	製造番号	
4	製造者	大機工業(株)
5	設置場所	濃縮タンク棟
6	供用開始年度	H23
7	仕様	・処理量:0.5m³/hr ・スクリー寸法:φ290×φ170、回転数:13rpm ・減速機:サイクロ減速機CHHM5-6160DC-66-ESTL(トルクリミッタ付) ・電動機:3φ×3.7kW×4P×400V×60Hz
8	整備内容	(1)分解整備(各種試験を含む)(1式) (2)部品取替 ①フランジユニット(1個)、②スラストベアリング(入口側、出口側)(各1個)、③プレッサーヘッド(1個)、④オイルシール(ZF型、M型)(各1個)、⑤連結金具(1組)、⑥駆動チェーン(1連)、⑦プレッサー用軸受(ブッシュ付き)(1個)、⑧油圧シリンダ(受ボス付)(1組)、⑨オイレスブッシュ(a、b)(各1個)、⑩ろ液槽シールパッキン(1個)、⑪洗浄水ノズル(14個)、⑫スプロケット(駆動側、従動側)(各1個)、⑬スクリーシャフト(1個)、⑭中間ハウジング(1個)、⑮油圧ユニット用リリーフバルブ(1個)、⑯その他消耗品等(1式) (3)補修塗装(1式) (4)産廃処分(1式)

1	設備名称	熊本北部浄化センター No.1汚泥掻寄機
2	型式	中央駆動懸垂型
3	製造番号	A1005263-H2-2671-1
4	製造者	三菱化工機(株)
5	設置場所	濃縮タンク
6	供用開始年度	H23
7	仕様	・槽寸法:φ10,000mm×側水深3,000mm、掻寄速度:2.7m/min ・減速機:電動機直結型立形トルクリミッタ付サイクロ減速機 CVVM05-6195TA-ESTL-20339 ・電動機:3φ×0.4kW×4P×400V×60Hz
8	整備内容	(1)分解整備(各種試験を含む)(1式) (2)部品取替 ①自動調芯コロ軸受(4個)、②ころがり軸受取付材(2組)、③カラー(2個)、④オイルシール(4個)、⑤ブレード押え(6個)、⑥接合材(1式)、⑦ゴム板(2組)、⑧Oリング(2個)、⑨パッキン(4枚)、⑩ブレード及びブレードゴム(64組)、⑪その他消耗品等(1式) (3)補修塗装(1式) (4)産廃処分(1式)

1	設備名称	熊本北部浄化センター No.2汚泥掻寄機
2	型式	中央駆動懸垂型
3	製造番号	A1005263-H2-2671-2
4	製造者	三菱化工機(株)
5	設置場所	濃縮タンク
6	供用開始年度	H23
7	仕様	・槽寸法:φ10,000mm×側水深3,000mm、掻寄速度:2.7m/min ・減速機:電動機直結型立形トルクリミッタ付サイクロ減速機 CVVM05-6195TA-ESTL-20339 ・電動機:3φ×0.4kW×4P×400V×60Hz
8	整備内容	No.1汚泥掻寄機と同様

○ 機械濃縮設備

1	設備名称	熊本北部浄化センター No3汚泥濃縮機(ベルト式)
2	型式	
3	製造番号	IE41033-001
4	製造者	(株)クボタ
5	設置場所	機械濃縮棟
6	供用開始年度	H23
7	仕様	処理量:40m ³ /h、ベルト幅:2.0m、総合出力、5.4kW
8	整備内容	(1)分解整備(各種試験を含む)(1式) (2)部品取替 (全体部) ①ステンレスベルト(1式)、②防臭カバー用パッキン(フレーム)(1個)、③防臭カバー用パッキン(凝集ボックス)(1個) (凝集ブロック部) ①トリムシール(1式) (凝集装置部) ①自由軸端パッキン(1個)、②自由側軸受(1個)、③減速機(凝集部)(1個)、④オйлレスベアリング(1個)、⑤Oリング(1個)、⑥オイルシール(2個)、⑦スナップリング(1個)、⑧平行キー(角)(1個) (整流装置部) ①整流羽根シャフト(1本)、②自由軸端パッキン(1個)、③自由側軸受(1個)、④減速機(整流部)(1個)、⑤オйлレスベアリング(1個)、⑥Oリング(1個)、⑦オイルシール(1個)、⑧スナップリング(1個)、⑨平行キー(1個) (供給ブロック部) ①洗浄水タンク横カバーパッキン(2個)、②電極取付蓋パッキン(1個)、③電動ボールバルブ(1個)、④水中電極(4個)、⑤ケーブルクランプ(4個) (従動ロール部) ①蛇行防止スプロケット(2個)、②軸受カバーパッキン(2個)、③スケールプレート(2個)、④自動調心コロ軸受(2個)、⑤オイルシール(2個)、⑥スナップリング軸用(2個)、⑦スナップリング穴用(1個)、⑧Oリング(2個)、⑨シールワッシャ(M8用)(8個)、⑩シールワッシャ(M16用)(12個) (洗浄部) ①洗浄パイプパッキン(4個)、②洗浄部シール(供給側)(1個)、③スプレーノズル(44個) (リターンロール部) ①リターンロールスリーブ(4個)、②リターンロール軸受(4個)、③スナップリング(4個)、④オйлレスベアリング(4個) (排出ブロック部) ①スクレーパ(1個)、②スケールプレート(2個)、③ターンバックル(2個)、④引張りばね(2個) (駆動ロール部) ①蛇行防止スプロケット(2個)、②カラー(1個)、③減速機(駆動部)(1個)、④自動調心コロ軸受(2個)、⑤オイルシール(2個)⑥オイルシール(1個)、⑦スナップリング(穴用)(1個)、⑧平行キー(1個)、⑨スナップリング(軸用)(1個)、⑩シールワッシャ(M16用)(8個)、⑪シールワッシャ(M8用)(4個)、⑫軸受カバーパッキン(1個) (洗浄配管部) ①電動ボールバルブ(1個)、②接点付圧力計(1個)、③ストレーナ内網+ガスケット(2個)、④洗浄ポンプ(1個) (ウェアストリップ部) ①サイドウェアストリップ(2個)、②中間スクレーパ受(32個)、③ガイド用ゴムシート(排出側)(2個)、④ガイド用ゴムシート(供給側)(2個)、⑤V型レール(1式) (濃縮促進用スクレーパ) ①濃縮促進用スクレーパA(1個) (カバー部) ①排出カバーパッキン(2個)、②トリムシール(1式) (防臭カバー部) ①トリムシール(1式)、②ワンタッチステー(L、R)(各11個) (制御盤) ①基本ユニット(1個)、②入力ブロック(3個)、③出力ブロック(2個)、④増設電源ユニット(1個)、⑤アナログ入力ブロック(2個)、⑥アナログ出力ブロック(2個)、⑦メモリカセット(1個)、⑧特殊アダプタ(1個)、⑨タッチパネル(1個)、⑩ケーブル(1個)、⑪インバータ(2個)、⑫インバータ(1個)、⑬インバータ端子台(3個)、⑭直流電源装置(1個)、⑮アイソレータ(9個)、⑯ショックモータ(1個)、⑰電流センサ(1個)、⑱倍電抵抗器(1個) (その他) ①消耗品等(1式) (3)産廃処分(1式)

1	設備名称	熊本北部浄化センター No.1-1汚泥破碎機
2	型式	刃圧調整機能付し渣破碎機Rotacut 5000pro Compact XL
3	製造番号	3113640-2152900-001-01
4	製造者	月島機械(株)
5	設置場所	1系消化タンク棟
6	供用開始年度	H25
7	仕様	・処理水量:1.4m³/min、回転数:1,460rpm ・減速機:ヘリカル減速機 SK 42 F AL-132 S/4 TF ・電動機:3φ×5.5kW×400V×60Hz
8	整備内容	(1)分解整備(各種試験を含む)(1式) (2)部品取替 ①ハッチ用Oリング(1個)、②主軸(1個)、③スクリーン(1個)、④ロッキングスリーブ(3個)、⑤クランプスクリュー(3個)、⑥ブレードロータ(1個)、⑦カッター(4個)、⑧スプリングピン(大、小)(各4個)、⑨メカニカルシール(2個)、⑩メカニカルシール用Oリング(2個)、⑪インナーリング(1個)、⑫インナーリング用イモビス(2個)、⑬インナーリング用Oリング(1個)、⑭キー(1個)、⑮シリンダーヘッドボルト(1個)、⑯ACCシリンダ(1個)、⑰スクリーンサポート(1個)、⑱PUシール(1個)、⑲ギャップシール(1個)、⑳ACCエアユニット(1個)、㉑ギヤ側用ガスケット(1個)、㉒本体側用ガスケット(1個)、㉓ACCエアユニット取付金具(1個)、㉔ガスダンパー(2個)、㉕アダプタ(1個)、㉖ギヤモータ(1台)、㉗その他消耗品等(1式) (3)産廃処分(1式)

1	設備名称	熊本北部浄化センター No.1-2汚泥破碎機
2	型式	刃圧調整機能付し渣破碎機Rotacut 5000pro Compact XL
3	製造番号	3113640-2152900-001-02
4	製造者	月島機械(株)
5	設置場所	1系消化タンク棟
6	供用開始年度	H25
7	仕様	・処理水量:1.4m³/min、回転数:1,460rpm ・減速機:ヘリカル減速機 SK 42 F AL-132 S/4 TF ・電動機:3φ×5.5kW×400V×60Hz
8	整備内容	No.1-1汚泥破碎機と同様

1	設備名称	熊本北部浄化センター No.1-3汚泥破碎機
2	型式	刃圧調整機能付し渣破碎機Rotacut 5000pro Compact XL
3	製造番号	3113640-2152900-001-03
4	製造者	月島機械(株)
5	設置場所	1系消化タンク棟
6	供用開始年度	H25
7	仕様	・処理水量:1.4m³/min、回転数:1,460rpm ・減速機:ヘリカル減速機 SK 42 F AL-132 S/4 TF ・電動機:3φ×5.5kW×400V×60Hz
8	整備内容	No.1-1汚泥破碎機と同様

○ 汚泥脱水設備

1	設備名称	熊本北部浄化センター ベルトプレス脱水機
2	型式	IVP II A-30
3	製造番号	VP0337
4	製造者	(株)石垣
5	設置場所	第1汚泥処理棟
6	供用開始年度	H23
7	仕様	・ベルト幅:有効幅 3.0m、ろ布走行速度:0.2~2.0m/min ・処理量:70kg-DS/m.h、ケーキ含水率:83%以下 ・電動機出力:総合出力 5.25kW
8	整備内容	(1)分解整備(各種試験を含む)(1式) (2)部品取替 (集中給油装置) ①分配弁・分配弁取付座(1式)、②分配弁・分配弁取付座(左用)(1式)、③配管材料(継手・配管サポート・配管チューブ等全交換)(1式) (ろ布) ①上ろ布(支給品)(1枚)、②下ろ布(支給品)(1枚) (ロール用ベアリング) ①ベアリングユニット(ドライブロールA)(2個)、②ベアリングユニット(ドライブロールB)(2個)、③ベアリングユニット(シャーリングロール(A、B))(各2個)、④ベアリングユニット(シャーリングロールC)(4個)、⑤ベアリングユニット(シャーリングロール(D、E))(各6個)、⑥ベアリングユニット(リターンロールA)(4個)、⑦ベアリングユニット(リターンロールB)(2個)、⑧ベアリングユニット(サポートロールA)(2個)、⑨ベアリングユニット(押えロール(A、B))(各4個)、⑩水切リング(1式) (ろ布テンション組品用部品) ①エアシリンダー(ろ布テンション)(4本)、②ベアリングユニット(ろ布テンション)(4個)、③シリンダ先端金具(ろ布テンション)(4個)、④固定ナット(ろ布テンション)(4個)、⑤割ピン(4個) (テンションロール組品用部品) ①ベアリング押え(ライナー)(4個)、②ボールベアリング(深溝玉軸受)(8個)、③オイルシール(4個)、④Oリング(4個)、⑤テンションロール(1個) (ろ布蛇行組品用部品) ①シリンダ先端金具(ろ布蛇行修正)(4個)、②固定ナット(ろ布蛇行修正)(4個)、③ソリッドスリーブベアリング(TCC)(4個)、④ベアリングユニット(ろ布蛇行修正)(4個)、⑤エアーシリンダー(ろ布蛇行修正)(4個)、⑥割ピン(4個) (スクレーパー装置組品用部品) ①刃先(スクレーパー)(2個)、②フック(スクレーパー)(4個)、③引張コイルバネ(スクレーパー)(4個) (洗浄ボックス上部組品用部品) ①シールパッキン(サイドシール)(2個)、②シールパッキン(エンドシール)(1個)、③シールパッキン(上部洗浄ボックスA、B)(各1個)、④シールパッキン(上部洗浄ボックスC、D、E)(各2個)、⑤押え板(上部洗浄ボックスA)(1個)、⑥VSホース(1式)、⑦ホースバンド(4個)、⑧洗浄ノズル(103個) (洗浄ボックス下部組品用部品) ①シールパッキン(下部洗浄ボックスA)(3個)、②シールパッキン(下部洗浄ボックスB)(1個)、③シールパッキン(下部洗浄ボックス(C、D))(各2個)④押え板1(下部洗浄ボックス)(3個)、⑤押え板2(下部洗浄ボックス)(1個)、⑥水切リング(ろ液トラフA)(16個)、⑦洗浄ノズル(62個) (リミットスイッチ組品用部品) ①LSサポートA(蛇行)(6個)、②LSサポート(ろ布破断)(2個)、③検知レバー(ろ布蛇行用)(6個)、④検知レバー(ろ布破断)(2個)、⑤ナイロンチューブ(レバー用)(1個)、⑥リミットスイッチ(8個) (エア配管用部品) ①エア配管消耗品(1式) (その他) ①消耗品等(1式) (3)補修塗装(1式) (本体内面塗装含む) (4)産廃処分(1式)

1	設備名称	熊本北部浄化センター スクリュープレス脱水機
2	型式	圧入式外筒回転型ISGSⅢ-0905
3	製造番号	GK-0162
4	製造者	(株)石垣
5	設置場所	第2汚泥処理棟
6	供用開始年度	H14
7	仕様	・スクリーン: $\phi 900\text{mm} \times \text{長}4,500\text{mm}$、回転数: $0.07 \sim 0.41\text{rpm}$ ($10 \sim 60\text{Hz}$) ・ろ過速度: $345\text{kg-DS} \cdot \text{h}$ ・ケーキ含水率: $81\text{WB}\%$以下 ・電動機: 総合出力11.3kW
8	整備内容	(1)分解整備(各種試験を含む)(1式) (2)部品取替 (外筒組品用部品) ①細目スクリーン(出口)(8個)、②細目スクリーン(間)(4個)、③細目スクリーン(入口)(4個)、④単泡スポンジ(外筒)(8個)、⑤ライナースクリーン押え(0.5T、1.0T、1.5T)(各32個)、⑥ライナースクリーン押え(0.3T)(64個)、⑦Oリング(A、B、C、D)(各1個) (スクリュー軸組品用部品) ①スクリュー刃先(1式)、②ツメ(スクリュー軸)(1個)、③平行キー(1個)、④六角穴付止ネジ(2個)、⑤ピストンツメ(ストッパー)(1個)、⑥ピストンツメ(外筒回転)(1個)、⑦スリーブ(ツメ)(2個)、⑧圧縮バネ(ツメ)(2個) (フレーム出口側組品用部品) ①軸受(プレッサー移動軸)(2個)、②スプラインベアリング(1式)、③シリンダー先端金具(1個)、④ジャバラ(シリンダー)(1個)、⑤ジャバラ(プレッサー移動軸)(2個)、⑥ホースバンドジュピリー(5、6)(各1個)、⑦ホースバンドジュピリー($7 \frac{1}{2}$)(4個)、⑧割ピン(2個)、⑨エアーシリンダー(1本)、⑩自動調芯コロ軸受(1個)、⑪オイルシール(2個) (スクリュー駆動用部品) ①ローラーチェーン(63リンク)、②ジョイントリンク(1個)、③オフセットリンク(1個)、Oリング(供給管)(2個)、④OリングG260(1個)、⑤グランドパッキン(1式)、⑥片長ニップル(1個)、⑦ホースバンドジュピリー(1A)(2個)、⑧ハイプラスホース(1式) (洗浄管組品用部品) ①パッキン(スクリーン洗浄管)(2個)、②ノズル(ウォッシング)(32個)、③ソケット(32個)、④長ニップル(32個)、⑤ノズル(82個) (集中給油組品用部品) ①消耗品等(1式) (凝集混和槽部品) ①ベアリングユニット(凝集混和槽U)(1個)、②グランドパッキン(凝集混和槽)(1式)、③パッキン(本体、点検窓)(各1個)、④ワイパー(6個)、⑤パッキン(ワイパー)(3個)、⑥Oリング(P9)(6個)、⑦圧縮コイルバネ(3個)、⑧スリーブ(軸受)(3個)、⑨圧力伝送器(1台) (その他補器類) ①凝集混和槽駆動機(1台)、②スケールクリーニング剤(6箱)③消耗品等(1式) (3)産廃処分(1式)

○ 清水ポンプ場

1	設備名称	清水ポンプ場 No.2揚砂ポンプ
2	型式	水中サンドポンプCVC100
3	製造番号	0604-867
4	製造者	新明和工業(株)
5	設置場所	清水ポンプ場
6	供用開始年度	H16
7	仕様	$\phi 80 \times 0.3\text{m}^3/\text{min} \times 20\text{m} \times 7.5\text{kW} \times 4\text{P} \times 400\text{V} \times 60\text{Hz}$
8	整備内容	(1)本体取替(1式) 型式: CVC1001-F80 仕様: $\phi 80 \times 0.3\text{m}^3/\text{min} \times 20\text{m} \times 7.5\text{kW} \times 4\text{P} \times 400\text{V} \times 60\text{Hz}$、羽根車材質(HiCr) その他: ①ケーブル長(15m)、②チェーン(SUS304、6m) (2)産廃処分(1式)

- 電 気
- 沈砂池・ポンプ棟

1 設備名称	熊本北部浄化センター No.1非常用発電機
2 型式	発電機:GFC1357E-4、ディーゼル機関:AY40L-ST
3 製造番号	発電機:20YMQ0094、ディーゼル機関:
4 製造者	発電機:富士電機(株)、ディーゼル機関:ヤンマーパワーテクノロジー(株)
5 設置場所	沈砂池ポンプ棟
6 供用開始年度	R1
7 仕様	発電機:1000kVA×6,600V×60Hz、機関:891kW×1800rpm
8 整備内容	(1)分解整備備(メーカーF点検程度)(各種試験を含む)(1式) ①燃料噴射ポンプ分解整備、②各種盤点検、③その他 (2)部品取替(潤滑油脂類を含む)(1式) (3)産廃処分(1式)

- 清水ポンプ場

1 設備名称	清水ポンプ場 No.2非常用発電機
2 型式	発電機:E-AF、ディーゼル機関:M-200HL-UN
3 製造番号	
4 製造者	発電機:(株)明電舎、ディーゼル機関:ヤンマーディーゼル(株)
5 設置場所	清水ポンプ場
6 供用開始年度	H15
7 仕様	発電機:625kVA×6,600V×60Hz、機関:699kW×1,200rpm
8 整備内容	(1)分解整備備(メーカーF点検程度)(各種試験を含む)(1式) ①燃料噴射ポンプ分解整備、②各種盤点検、③その他 (2)部品取替(潤滑油脂類を含む)(1式) (3)産廃処分(1式)

- 弓削ポンプ場

1 設備名称	弓削ポンプ場 非常用発電機
2 型式	発電機:SBOCN-E、ディーゼル機関:6LAAL-DT
3 製造番号	発電機:P2M033901、ディーゼル機関:No.5884
4 製造者	発電機:(株)安川電機、ディーゼル機関:ヤンマーディーゼル(株)
5 設置場所	弓削ポンプ場
6 供用開始年度	H6
7 仕様	発電機:375kVA×400V×60Hz、機関:460PS×1,800rpm
8 整備内容	(1)分解整備備(メーカーF点検程度)(各種試験を含む)(1式) ①燃料噴射ポンプ分解整備、②発電機制御盤点検、③その他 (2)部品取替(潤滑油脂類を含む)(1式) (3)産廃処分(1式)

- 接続点流量計

1 設備名称	1系初沈バイパス放流流量計
2 型式	流量変換器:DVFM
3 製造番号	
4 製造者	流量変換器:(株)エヌケーエス
5 設置場所	熊本北部浄化センター(場内)
6 供用開始年度	H16
7 仕様	計測方法:面速式、水位計測方式:圧力式
8 整備内容	(1)部品取替 ①流量変換器(1台)、②水位センサー(1台)、③取付金具等(1式) (2)各種試験調整(1式) (3)産廃処分(1式)

1	設備名称	1号流量計
2	型式	流量変換器:WDM-1X、PBフリューム:PBF-500
3	製造番号	
4	製造者	流量変換器:(株)エヌケーエス
5	設置場所	菊池郡菊陽町津久礼 地内
6	供用開始年度	H5
7	仕様	計測方法:フリューム式、水位計測方式:圧力式
8	整備内容	(1)部品取替 ①流量変換器(1台)、②水位センサー(1台)、③取付金具等(1式) (2)各種試験調整(1式) (3)産廃処分(1式)

1	設備名称	3号流量計
2	型式	流量変換器:UVH-2000
3	製造番号	
4	製造者	東京計器(株)
5	設置場所	菊池郡菊陽町 地内
6	供用開始年度	H16
7	仕様	計測方法:水位流速式、水位計測方式:電波式
8	整備内容	(1)部品取替 ①流量変換器(1台)、②水位センサー(1台)、③取付金具等(1式) (2)各種試験調整(1式) (3)産廃処分(1式)

1	設備名称	3'号流量計
2	型式	流量変換器:WDM-1X、PBフリューム:PBF-600
3	製造番号	
4	製造者	流量変換器:(株)エヌケーエス
5	設置場所	菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北 地内
6	供用開始年度	H6
7	仕様	計測方法:フリューム式、水位計測方式:圧力式
8	整備内容	(1)部品取替 ①流量変換器(1台)、②水位センサー(1台)、③取付金具等(1式) (2)各種試験調整(1式) (3)産廃処分(1式)

1	設備名称	4号流量計
2	型式	流量変換器:WDM-1X、PBフリューム:PBF-250
3	製造番号	
4	製造者	流量変換器:(株)エヌケーエス
5	設置場所	菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北 地内
6	供用開始年度	H16
7	仕様	計測方法:フリューム式、水位計測方式:圧力式
8	整備内容	(1)部品取替 ①流量変換器(1台)、②水位センサー(1台)、③取付金具等(1式) (2)各種試験調整(1式) (3)産廃処分(1式)

1	設備名称	5号流量計
2	型式	流量変換器:F-304、PBフリューム:PBF-250
3	製造番号	
4	製造者	流量変換器:(株)エヌケーエス
5	設置場所	菊池郡菊陽町向陽台 地内
6	供用開始年度	H16
7	仕様	計測方法:フリューム式、水位計測方式:超音波式
8	整備内容	(1)部品取替 ①流量変換器(1台)、②水位センサー(1台)、③取付金具等(1式) (2)各種試験調整(1式) (3)産廃処分(1式)

1	設備名称	7号流量計
2	型式	流量変換器:DVFM
3	製造番号	
4	製造者	流量変換器:(株)エヌケーエス
5	設置場所	熊本市北区清水新地 地内
6	供用開始年度	H16
7	仕様	計測方法:面速式、水位計測方式:圧力式
8	整備内容	(1)部品取替 ①流量変換器(1台)、②水位センサー(1台)、③取付金具等(1式) (2)各種試験調整(1式) (3)産廃処分(1式)

1	設備名称	8号流量計
2	型式	流量変換器:F-304、PBフリューム:PBF-300
3	製造番号	
4	製造者	流量変換器:(株)エヌケーエス
5	設置場所	熊本市北区八景水谷 地内
6	供用開始年度	H16
7	仕様	計測方法:フリューム式、水位計測方式:超音波式
8	整備内容	(1)部品取替 ①流量変換器(1台)、②水位センサー(1台)、③取付金具等(1式) (2)各種試験調整(1式) (3)産廃処分(1式)

1	設備名称	8'号流量計
2	型式	流量変換器:F-304、PBフリューム:PBF-200
3	製造番号	
4	製造者	流量変換器:(株)エヌケーエス
5	設置場所	熊本市北区八景水谷 地内
6	供用開始年度	H16
7	仕様	計測方法:フリューム式、水位計測方式:超音波式
8	整備内容	(1)部品取替 ①流量変換器(1台)、②水位センサー(1台)、③取付金具等(1式) (2)各種試験調整(1式) (3)産廃処分(1式)

1	設備名称	9号流量計
2	型式	流量変換器:YLA21、PBフリューム:YPBF-250
3	製造番号	
4	製造者	横河電機(株)
5	設置場所	熊本市北区鶴羽田 地内
6	供用開始年度	H18
7	仕様	計測方法:フリューム式、水位計測方式:超音波式
8	整備内容	(1)部品取替 ①流量変換器(1台)、②水位センサー(1台)、③PBフリューム(1個)、④取付金具等(1式) (2)各種試験調整 (3)産廃処分(1式)

1	設備名称	10号流量計
2	型式	流量変換器:YLA21、PBフリューム:YPBF-250
3	製造番号	
4	製造者	横河電機(株)
5	設置場所	熊本北部浄化センター(場外)
6	供用開始年度	H16
7	仕様	計測方法:フリューム式、水位計測方式:超音波式
8	整備内容	(1)部品取替 ①流量変換器(1台)、②水位センサー(1台)、③PBフリューム(1個)、④取付金具等(1式) (2)各種試験調整 (3)産廃処分(1式)

1	設備名称	10'号流量計
2	型式	流量変換器:WDM-1X、PBフリューム:PBF-450
3	製造番号	
4	製造者	流量変換器:(株)エヌケーエス
5	設置場所	熊本市北区鶴羽田 地内
6	供用開始年度	H07
7	仕様	計測方法:フリューム式、水位計測方式:圧力式
8	整備内容	(1)部品取替 ①流量変換器(1台)、②水位センサー(1台)、③取付金具等(1式) (2)各種試験調整(1式) (3)産廃処分(1式)

1	設備名称	12号流量計
2	型式	流量変換器:WDM-1X、PBフリューム:PBF-500
3	製造番号	
4	製造者	流量変換器:(株)エヌケーエス
5	設置場所	熊本北部浄化センター(場外)
6	供用開始年度	H16
7	仕様	計測方法:フリューム式、水位計測方式:圧力式
8	整備内容	(1)部品取替 ①流量変換器(1台)、②水位センサー(1台)、③取付金具等(1式) (2)各種試験調整(1式) (3)産廃処分(1式)

